◆ 空き家の悩みは専門家に相談しましょう

空き家相談会を実施します

【問い合わせ】市民生活課 ☎ 22-9676 FAX 22-9641



専門家に相談しましょう

全国的に空き家が増えており、管理がされず、近所 に迷惑をかけるなど、問題となっています。そうした 空き家化を予防するために、まずは所有している家の 登記の確認や誰に相続をするかを決めることが重要で す。空き家相談会では、法律の専門家である司法書士 に登記の問題や、相続の問題などを無料で相談するこ とができます。

■空き家をお持ちの人も空き家相談会で

専門家に相談しましょう

使われなくなった家は老朽化が早まります。また、 しっかり管理されていたとしても、地域コミュニティ やまちの活力低下につながります。そうしたことから、 まだ使える段階で空き家の利活用を考える必要があり ます。利活用を検討している人は、空き家相談会で宅 地建物取引士、不動産鑑定士または市のブースで相談 できます。

また相談の中で、登記や相続の相談がある場合は司 法書士に、敷地境界でお困りの人は、土地家屋調査士 に相談することができます。

空き家の解体を検討されている人は、(-社)三重県建

設業協会のブースで、空き家の建物全般的な話は建築 士に相談できます。相談会は申込不要で無料ですので お気軽にお越しください。

【と き】

○10月27日出 午後2時~4時

O 平成 31 年 2 月 23 日出 午後 2 時~ 4 時 ※どちらも相談受付時間は午後1時30分~3時30分 【ところ】 ハイトピア伊賀(上野丸之内 500 番地)

O10月27日 3階ホールA

O平成31年2月23日5階学習室

【協力】(公社)三重県宅地建物取引業協会、(-社)三重 県建築士事務所協会、(-社)三重県不動産鑑定士協会、 (-社) 三重県建設業協会、三重県司法書士会、三重県土 地家屋調査士会

今回の市主催の空き家相談会のほかに、(公社)三 重県宅地建物取引業協会の本部・伊賀支部で不動 産無料相談所を開設しています。また、不動産弁 護士無料相談会を年3回開催しています。どちら も予約が必要になりますので、予約や詳細につい ては、(公社) 三重県宅地建物取引業協会伊賀支部、 ☎ 63-6716 までお問い合わせください。

◆ 日頃の取り組みの成果をご覧ください

2018伊賀市民文化祭を開催します

【問い合わせ】文化交流課 ☎ 22-9621 FAX 22-9619

市民の皆さんの芸術文化活動の発表の場として、伊賀市民文化祭を開催します。 お誘い合わせの上、自由にご覧ください。

◆展示部門 (美術作品展)

開催日	開催時間	内 容	開催場所
11月1日休~4日(日)	午前9時~午後6時 ※4日のみ午後4時まで	絵画・書・写真・いけばな・ 手芸工芸など	ハイトピア伊賀 5階

◆舞台部門

開催日	内容	開演時間	場所
11月10日出	音楽祭	午後1時	ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室
11月11日(日)	ライトミュージック	午後1時	ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室
11月18日(日)	総合フェスティバル I	午後1時	伊賀市文化会館
11月23日(金·祝)	洋舞・ジャズダンス	午後1時	伊賀市文化会館
11月24日(土)	総合フェスティバルⅡ	午後1時	伊賀市文化会館

総合フェスティバル I …主に吟剣詩舞・民謡民舞・邦楽・新舞踊

総合フェスティバルⅡ…主に日本舞踊・大正琴・吟剣詩舞・民謡民舞・邦楽

※参加団体など詳しくは、パンフレットをご覧ください。

◆ 障害基礎年金をご存じですか

国民年金のはなし

【問い合わせ】保険年金課 ☎ 22-9659 FM 26-0151

国民年金加入中の病気やけが、または 20 歳になる前の病気やけがなどで、法令に定められている障がい (障害等級の 1 級・2 級) の状態になった場合に請求をすることにより障害基礎年金が支給されます。 ※身体障害者手帳の等級とは異なります。

《平成30年4月分からの年金額(定額)》

○1級:974,125円 ○2級:779,300円

障害基礎年金の受給権を得たときや得た後、その人によって生計を維持されている子*1がいる場合は、子の人数によって加算があります。

* 1 18歳になる年度の末日までの子または障害等級 1級・2級の障がいの状態にある20歳未満の子

◆年金を受けられる要件

次の①②を満たした人、または③を満たした人が④ の条件に当てはまれば支給されます。

①日本国内に住所があり、初診日(病気やけがで初めて医師の診療を受けた日)において国民年金の被保険者であるか、または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人(老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は除く。)

- ②初診日の属する月の前々月までの全被保険者期間に3分の2以上の保険料を納めた期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む。)があるか、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料未納期間がない人。
- ③ 20 歳になる前に初診日があること。ただし、20 歳になる前の傷病で障害年金を請求する場合、納付 要件は問われませんが、本人の所得制限があります。
- ④障害認定日*2に法令で定められている障害等級表の1級または2級の障がいの状態になっていること。または障害認定日に該当しなかった人が65歳になる前日までに該当したとき。
- *2 障がいの程度を定める日のことをいいます。原則として、病気やけがにより初めて医師の診療を受けた日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日のことをいいます。

相談、請求について詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

- O保険年金課
- O各支所住民福祉課
- ○津年金事務所 ☎ 059-228-9112

◆ 明るく住みよいまちをつくるために

部落問題(差別)を正しく知ろう(第6回)

【問い合わせ】人権政策課 ☎ 47-1286 FM 47-1288

今回は江戸時代から続いてきた身分制度の廃止と被 差別部落の関係についてお話しします。

明治になり新政府は安定した財政基盤を築くため、民衆に土地の所有権を認めてその地価に応じた税金を納めさせる「地租改正」を行いました。そして、この制度を江戸時代に社会の外に置かれ差別されていた人たちの土地に対しても同様に適用し租税を徴収するために、これまでの身分制度を廃止する必要がありました。

このように地租改正を含め、近代国家としての諸政策を有効に進めるために 1871 (明治 4) 年に政府から出された布告がいわゆる「解放令」と呼ばれるものです。

これによりこれまでの身分制度はなくなりましたが、国民全体がすぐに平等になったわけではありませんでした。実は解放令には「解放」という言葉は一言

も記されておらず、これまでの差別が間違っていたことや、差別を禁止するという内容などは含まれていませんでした。また、新政府が差別を失くすための具体的な政策をとらなかったため、長く続いた慣習や差別意識が簡単には改められなかったと考えられます。このことでその後も被差別部落の人たちは結婚・就職・居住などにおいて差別に苦しむことになったのです。

ところで、「解放」とはいったい何からの解放なのでしょうか。差別されてきた人たちにとってはもちろん差別からの解放ということでしょう。

しかし、現在も部落差別は残っています。これは今もなお社会に古い差別的な慣習や差別意識が残っているということです。すべての人がこの古い差別慣習から解放されるために社会全体でこの問題に取り組む必要があるのではないでしょうか。